35	建設用リフト	ア　変更の場合（クレーン等安全規則第197条第1項第1号又は第2号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②建設用リフト検査証（添付）	
36	ゴンドラ	ア　設置の場合 ①設置地、②種類及び形式（可搬型又は常設型の区分）、③固定方法、④ゴンドラ検査証（添付） イ　有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨	
37	(3)その他の機械等 小型ボイラー	①設置地、②種類、③使用圧力、④伝熱面積、⑤個別検定合格番号	
38	クレーン（つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満（スタッカー式クレーンにあつては、0.5トン以上1トン未満）のもの）	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重	
39	デリック（つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のもの）	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重	
40	エレベーター（積載荷重が0.25トン以上1トン未満のもの）	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重	
41	簡易リフト	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重	

様式第二十八号を削る。

（ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正）

第三条　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「ボイラー（移動式ボイラーを除く。以下この条において同じ。）を設置しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十一条ただし書中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第十四条第三項中「第十条第一項又は第三項」を「第十条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第二十三条第一項中「安衛則」を「労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）」に改める。

第四十一条第一項中「ボイラーについて、次の各号のいずれかに掲げる部分又は設備を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、ボイラーについて、次の各号のいずれかに掲げる部分又は設備を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四十二条第一項中「前条第一項各号」を「前条各号」に改め、同条第二項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第五十六条第一項第一号中「第一種圧力容器を設置しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、第一種圧力容器を設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第五十九条第三項中「第五十六条第一項又は第三項」を「第五十六条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第七十六条第一項中「第一種圧力容器の胴、鏡板、底板、管板、ふた板又はステーを変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、第一種圧力容器の胴、鏡板、底板、管板、蓋板又はステーを変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第七十七条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

（クレーン等安全規則の一部改正）

第四条　クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「クレーンを設置しようとする事業者が、労働安全衛生法（以下「法」という。）第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、クレーンを設置しようとするときは、労働安全衛生法（以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第六条第六項中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第二十一条第三項中「安衛則」を「労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）」に改める。

第四十四条第一項中「設置されているクレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、クレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四十五条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改め、同条第三項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第八十五条第一項中「設置されている移動式クレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、移動式クレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第八十六条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改め、同条第三項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第九十六条第一項中「デリックを設置しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、デリックを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に、「デリック設置届」を「デリック設置届」に、「デリック明細書」を「デリック明細書」に、「デリックの組立図」を「デリックの組立図」に、「デリックの種類」を「デリックの種類」に改め、同条第二項中「デリック」を「デリック」に、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第九十七条第四項中「又は第四項」を削り、「同条第一項」を「同項」に改める。

第九十九条の見出しを「（デリック検査証）」に改め、同条第一項中「デリック又は」を「デリック又は」に、「デリックについて」を「デリックについて」に、「デリック検査証」を「デリック検査証」に、「デリックで」を「デリックで」に改め、「第九十六条第二項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百二十九条第一項中「設置されているデリックについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、デリックについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に、「デリック変更届」を「デリック変更届」に、「デリック検査証」を「デリック検査証」に改め、同条第二項及び第三項を削る。